

横浜市建築基準条例及び同解説の 一部改訂について

横浜市では、横浜市建築基準条例及び同解説の一部改訂を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改訂に関する意見公募を実施します。

1 改訂の概要

■的確かつ適切な解説とするための改訂

- ・対象となる崖の明確化（第3条）
- ・対象となる自動車車庫の用途に供する部分の文言及び図の修正、追加等（第47条、第51条）
- ・誤記等の修正など（第4条の2、第5条、第6条、第56条の6）

2 施行予定日

令和8年1月（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- ② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

- ③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

- ①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。